

## 刈谷市市制施行75周年音楽フェス「KARIYA 大演会」ロゴマークの使用に関する留意事項

### ● 定義

この留意事項における用語の意義は次のとおりです。

- (1) 実行委員会 刈谷市市制施行75周年音楽フェス実行委員会をいいます。
- (2) 委員長 実行委員会の委員長をいいます。
- (3) ロゴマーク 委員長が「刈谷市市制施行75周年音楽フェス「KARIYA 大演会」ロゴデータデザインマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるデザインをいいます。

### ● 利用方法

次のいずれかに該当する場合を除き、どなたでも無償でご利用いただけます。

- (1) 法令等に違反している又はそのおそれがある場合
- (2) 利用者(団体にあっては代表者を含む。)の行う事業又は行為が社会的批判の対象となっている場合
- (3) 風俗営業及びこれに類する事業を営んでいる場合
- (4) 民事再生法及び会社更生法による再生又は更生手続中である場合
- (5) デザインマニュアルを遵守していない場合
- (6) 営利（寄附金の募集などを含む。以下同じ）を目的として使用する場合又はそのおそれがある場合（ただし、委員長が承認している場合を除く。）
- (7) 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的の場合
- (8) 法令及び公序良俗に反する目的、実行委員会の信用又は品位を害する目的、第三者の利益を害する目的及び反社会的であると認められる目的の場合
- (9) 自己の商標や意匠として使用する又はそのおそれがある場合
- (10) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を実行委員会が支援若しくは公認しているような誤解を与える又はそのおそれがある場合
- (11) ロゴマークの使用方法がロゴマークのイメージ又は信用性を損なうおそれがあると認められる場合
- (12) 実行委員会が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがある場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると委員長が認める場合

### ● 使用期間

ロゴマークを使用できる期間は、令和8年3月31日までです。ただし、委員長が必要と認めたときは短縮する場合があります。

### ● 音楽フェスの名称

ロゴマークの使用と併せて音楽フェスの名称を使用する場合は、「KARIYA 大演会」とし、これ以外の名称を使用することはできません。

### ● 営利目的でロゴマークを使用する場合

営利を目的として、ロゴマークの使用を希望するときは、委員長宛てに申請が必要となりますので、あらかじめ実行委員会事務局へご連絡ください。この場合において、次に定める事項を遵守していただく必要があります。

- (1) 音楽フェスに関する理解及び普及に寄与すること。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継しないこと。
- (4) 使用開始に先立ち完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができます。

### ● その他

- ・ 音楽フェスの名称、ロゴマークの所有権及び知的財産権は、実行委員会に留保されるものとします。
- ・ ロゴマークの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償していただく場合があります。
- ・ 協賛者（刈谷市市制施行75周年音楽フェス「KARIYA 大演会」協賛規約第2条第3号に規定するものをいいます。）が営利を目的にロゴマークを使用する場合の手続は別に定めます。